

國學院大學大学院文学研究科 神道学・宗教学専攻 博士後期課程 大貫大樹
竹内式部の天皇観―桃園天皇への『日本書紀』御進講の「目的」―

はじめに

垂加神道家竹内式部(正徳二―一七一二年)明和四(一七六七)年を思想的背景にして起きた宝暦事件については、今日に至るまで多くの先学によって論じられてきた如くである¹⁾。その経過については星野恒『竹内式部君事蹟考』(富山房、明治三十二年)と、徳富蘇峰『近世日本国民史 宝暦明和篇』(民友社、大正十五年)によって大凡、明らかにされていると言つて良いだろう。戦後は朝幕関係史の方面から、宝暦期の公家社会や制度に関する研究が進められ、戦前の研究には乏しかった社会的背景も補われてきた²⁾。

●宝暦事件とは明治以来の重厚なる研究史を持つものの、未だ問題の根幹に掛かる点が明らかではない。それは、式部門弟が御進講を行う「目的」である。仮に彼らが何らかの「目的」意識を抱きながら、御進講を行つていたとすれば、それを桃園天皇へ御伝えせんと試みていたのではなからうか。

○藤田覚「宝暦事件と仏教忌避―徳大寺公城の事例―」(『日本歴史』八五八、令和元年)：「処分、弾圧された側から宝暦事件を新たに捕らえ直す」(四三頁)事を主眼として、仏教忌避に注視しながら宝暦事件の実態についてさらなる深化が進められている。しかし、処分、弾圧された側³⁾の視点を補うならば、より垂加神道独自の神学や、竹内式部の思想を踏まえ、式部門弟の言行を検討する事が必須の作業と考へる。

◎東京大学史料編纂所「徳大寺家本」に蔵せられた『進講筆記』を検討する事で、竹内式部の天皇観と御進講を行う「目的」を明らかにしたい。この検討は宝暦事件の実態を明らかにする基礎的作業となる事はもとより、式部が『日本書紀』から説いた特徴ある神学をも確認にする事で彼の思想史的研究³⁾の補充にもなるであろう。

一、『進講筆記』と『神代卷講義筆記』

○『進講筆記』(東京大学史料編纂所「徳大寺家本」蔵(四〇―一八―一〇一―三三))は三冊からなる大部な書で、『日本書紀』神代卷の全てが網羅されている。外題はそれぞれ、「進講筆記 稿一 宝暦七九二始功」(四四丁)、「上 進講義筆記 稿二(七〇丁)」、「上 進講義筆記 稿三(九六丁)以下、稿一、稿二、稿三と略記す」とある。稿一に記された如く、宝暦七年(一七五七)九月二日に起筆された。最終的に出来上がったのは、稿三の跋文によれば、(句点発表者。以下同じ)

竊聞。我国之道與皇統俱存焉極^不

¹⁾三上参次『尊皇論発達史』(富山房、昭和十六年)、維新史料編纂会編『維新史』一(文部省、昭和十四年)、深谷克己「近世の將軍と天皇」(『近世の国家・社会と天皇』校倉書房、平成三年所収)、初出は『講座日本歴史6』東京大学出版会、昭和六十年)、辻達也「幕藩体制の変質と朝幕関係」(同氏編『日本の近世 第二卷天皇と將軍』中央公論社、平成三年所収)等参照。

²⁾久保貴子「上皇・天皇の早世と朝廷運営」(『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、平成二十六年所収)、十年所収)、高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、平成二十六年所収)、初出は、永原慶二編『講座 前近代の天皇』2 天皇権力の構造と展開 その2 青木書店、平成五年)、

林大樹「近世公家社会における(御児)について」(『人文』一六、平成二十九年)等参照。

³⁾竹内式部については、小林健三「垂加神道の研究」(至文堂、昭和十五年)、近藤啓吾「宝暦の変」(『続々山崎闇齋の研究』神道史学会、平成七年所収)、松本丘「竹内式部の『日本書紀第一講義』」(『垂加神道の人々と日本書紀』弘文堂、平成二十年所収)、拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と

受容について―附・『事君弁』翻刻―」(『藝林』六七―二、平成三十年)、「竹内式部『靖献遺言講義』卷之三(陶淵明)について―祖国一体―から「君臣合体」へ―」(『藝林』六八―二、令和元年)、「騎門学派に於ける実と真―竹内式部の「義絶」を通じて―」(『神道史研究』六七―二、令和元年)等を参照。

天地而不夫墮也矣。然思則得之。
不思則不得之。所謂百姓日用而
不知者是。以中間上下數百年隱于

異端而不明。然猶欲知之。乃有在于方

冊予此思而得之則知皇統之有所向而。
給也

宝曆八年四月

終草稿之功了

宝曆八年四月。これが草稿なれば、清書したものがあつた事であろう。

：『神代卷講義筆記』（同前所蔵〈四〇—四四〉以下、『筆記』と略記す）三六丁一冊本。同書は稿一の途中で終わっている事から、何らかの理由で中断せざるを得なかつた清書未完の写本。

・稿一「開卷大意」冒頭

臣公城謹聞。書者戴道之留也。而道者先乎。天地根乎。人倫者天日陰陽。曰剛柔人曰仁義而至万物之多皆亦各有当然之則。而天地人之三者道之大綱乎。無形之始而存于有形之後。

：竹内式部の門人徳大寺公城（「臣公城」）により編まれた書。※「渾沌之伝」に依拠したもの。万物は渾沌から生まれるが、有形以前無形の状態であっても、既に有形に通ずる道理が備わっていると説いた。その万物に通ずる道理を載せたものが、『日本書紀』。

・『筆記』「発言例」冒頭

臣公城竊謂。此書為帝王之實録及訓解之詳畧・選者之考証等詳抄矣。臣今不敢贅。但其訓義竊載其大畧也。抑臣所筆記者道脉之一端而已不顧・見聞之不洽・才識之不厚。以為食（苻^マ）之献。伏願垂〔平出〕聖慈察犬馬之意矣。

：『筆記』「発言例」は稿一に於いて、開卷大意とされた箇所である。右に続けて以下、前掲した稿一「開卷大意」と同様の文章が続く。稿一では『日本書紀』が如何なる性質の書であるか、記されていなかった事から、草稿を踏まえて加筆された。※「此書為帝王之實録」＝玉木正英『神代卷藻塩草』巻一「此紀ハ我国帝王之実録」：垂加神道家の基本的な『日本書紀』観^四。

※公城は自らの不見識を畏れつつも、同書を献上するという。その内容を御聞きになられるのは公家である公城をして、かくも謙遜する御方である。となれば、同書が想定する「進講」の御相手とは、自然に考えれば桃園天皇以外におられまい。

：宝曆七年六月五日、近習番に当たる式部門弟が交代で桃園天皇へ御進講を開始するも、前関白の一條道香を中心とする摂家、武家伝奏らによって、同年八月十六日に御進講は一時中断。

・『公城卿記』（同前所蔵、読点発表者）宝曆七年十一月十二日条

抑去八月依讒言、神書之進講被止後、帥大納言公積卿、為議奏役深歎事、時々雖被奉直諫、讒言深入、女院無御許、叡慮にも難被任之間、以書付可献之旨、内々有仰、彼卿同志輩と計り、神代卷上下之抄、及初重二重之伝書等新写し、今日被献上了、誠に此上ながらの大吉也、

◎起筆の時期より推定するに、『進講筆記』とは桃園天皇の命に応じ、「神代卷上下之抄」と合わせて御読みいただく為に、著されたものであつたと考えられる。彼らは直接の御進講が望ましいと考えていた事は間違いないが、未だ再開の目途も立たぬ故、天皇が御自習出来るよう、同書を著したのである

^四 松本丘 垂加神道に於ける『日本書紀』研究（垂加神道の人々と日本書紀）所収参照。式部のもう一人の師若林強齋も「日本紀ハ帝王ノ御代々ヲシルシタモノ」、「第一卷ヨリ三十卷マデ皆帝王ノ御代々ヲ記シタ書ゾ」（『守中潮翁神代卷講義』松本丘編『神道資料叢刊 垂加神道未刊行資料集一』皇學館大学神道研究所、平成二十八年所収、五二頁）としている。

う。桃園天皇もまた、それを望まれていたであろう事は、直々に正親町三條公積へ「書付」献上を命ぜられた事から拝察せられる。以上を見ても、『進講筆記』並びに、『神代卷講義筆記』が想定する講義対象者が桃園天皇である事、間違いない。

・稿一「開卷大意」

■土金之教也矣。〔詳見于附録〕土金者敬也。敬則人道終始徹。上激下之^{私淑}大要也。詳載於此書。

臣於其註下而竊論之。臣自弱冠年深耽此書。慕山崎敬義之教説。事於竹内敬持^{私淑}而聞其大畧。不自以量其愚（入カ）不敏。敢書其所聞。伏願垂〔平出〕聖憐免不憚之罪以給一省。（一）は割注。また、傍線発表者。以下同じ）

※主金之教とは、垂加神道に於いて、最初に授けられる秘伝「主金之伝」を指すもので、学問の根本はもとより、自らの身を立たせるのが「敬」である事を説いた教えである。終始徹底すべき「入道」である「敬」と、上をして、下を発奮せしめる大要とは、『日本書紀』に詳細に記されていた。

以後、『日本書紀』の内容と共に公城が附した註には、少しく彼の論考を載せたという。また公城が若き日より、深く沈潜した『日本書紀』の解釈とは、自らの慕う「山崎敬義」によるもので、その大略は「竹内敬持」より承けたものであった。公城は自らが非力なるにも関わらず、憚らぬ罪に対し、どうかこれを免ぜられたいと伏して乞う。

・『筆記』「発言例」

慕山崎敬義之教説。拜趨之暇説。事私淑其後而聞其大畧。

○注意すべき異同点『筆記』から「竹内敬持」の名が消えている。草稿本では傍点まで振り、式部の存在を強調していた。何故、清書本で彼の名は消えたのか。これを消さしめたのは、彼らの師竹内式部その人であったと考える。

・同書の講義対象者は桃園天皇であつて、不足があつてはならない。故に彼らは草稿本が出来た段階で、清書する際、師に添削を乞うたと考えるのが自然。

・式部としては、飽く迄も、学祖山崎闇齋の説を天皇へ御伝えする事に主眼があるのであつて、天皇へ献上する清書本に、自らの名が学祖と並んで記される事を畏れ多いと考え、これを憚ったのだろう。故に、式部は清書本では自らの名を消させたのではあるまいか。この異同点とは、草稿本を式部が確認の上、清書本に訂正が加えられていた事を窺わしめると共に、式部による「敬」の姿勢が察せられるもので、閑却出来ない。

♣『神代卷講義筆記』が桃園天皇へ献上を想定した清書本で、『進講筆記』とは、その草稿本。

◎以上の要点を整理すると、

①『神代卷講義筆記』と『進講筆記』の両書は、竹内式部の高弟徳大寺公城が桃園天皇に命じられ、教本として編んだ書であった。

②前者は献上を想定した清書本、後者はその草稿本である。なお草稿本から清書する際、師である式部が内容を確認し、訂正が加えられたと考えられる。

③その構成とは、「臣公城謹聞」として、式部から公城が聞いた講説を先ずは記し、場合によってはより詳しい公城による註解が「附録」として載せられた。

…『進講筆記』は、信憑性の高い写本であることを大凡明らかにする事が出来たと考える。次いで、臣公城謹聞に見える式部の天皇観を概観しよう。

二、竹内式部の天皇観

◎稿二：天照大神が御生まれ遊ばされる段（稿二：神代上第五段第十一の一書）

正統ノ君ヲ生ミテと其即位ノ礼ト云ハ天柱ト云道是也ヲ定メ給フヨリ万世不易ノ分位定テ造化天地モ位ヲ得タル也：天柱トハ実理ノ本体直立シテ不動モノヲ云テ所謂國中柱ト同シ：嗚呼此御子ニシテ此道アルコ、ニ於テ万世ノ業タガワズ。御血脈モ造化ト一体道モ天地ト一致是ニ尊衆子ヲ不撰シテ別ニ天日ノ御子ヲ生ミ出シ給フ處也。

「分位」がこの時に定まった以上、君臣それぞれが為すべき「万世ノ業」（責務）もまた定まった。

○臣下の「業」

・稿一（『日本書紀』の「日本」を説明）

皇居ハ則日神ノ本国ナレハ真ニ日本ノ字ヲヤマト、訓セルナリ：玉木正英發明此二字ニシテ日守木ナリト云。日ハ日也。本ノ一点ヲ除ケハ木也。其一点ハ守ルノ意ト此語ハ復能發揮シ出シ来ルモノ歟。

「日守木」の説：山崎闇齋「神籬者日護木也、皇子孫者日嗣君也」『風水草』「神道大系 垂加神道（上）」
神道大系編纂会、昭和五十九年所収、四六頁） Ⅱ天皇の絶対守護を説いた「神籬磐境之伝」

※玉木正英の説五

天津神籬ト云ハ、神ハ皇也。籬ハ字レ如、日ヲ守ル籬也。皇居ヲ指テ云。ヒモロハ日守也。キハ籬、上略也（「神籬磐境極秘中之口訣」谷省吾「玉木葦斎の伝へた垂加神道の極秘口伝」『三伝極秘卷』と『自從抄』）『垂加神道の成立と展開』国書刊行会、平成十三年所収、四一八頁）

・稿三（神代上第五段第十一の一書）

靈留宅本意モタ、ニト、マルニアラス。君ヲ守護セシカ為ニト、マル也。是我国津人タルモノノ本心本分生テモ死テモ君ヲ守ルノ外他念ナシ：各其職分ヲ尽シテ君ヲ守リ死スレハソレナリニ神靈ヲト、メテ亦君ヲ守リ奉ル是亦始終一之義也：万世此国ノ人タルモノ此始終一之處ニト、マルヘシ。於是愧アレハ我神明ノ人ニアラスシテ此国ノ罪人也。我人当致思焉。

・神籬磐境の神勅（稿二）

我心ヲ尽シテ君ヲ助ケ守リ奉ル。是神明ノ本旨ヲ知ルト云ヘシ：天津神籬ハ人臣之心法我道之極致也。天津ハ尊称也。神籬ハ日守木也。以我身心兼生死共奉守護君之義也。日ハ君也。守ハ守護補翼也。木ハ真立不動ノ意。字ニ扨テ見レハ神ハ神靈之神ニシテ籬ハ藩籬之籬也。我此心身ヲ以テ生テモ死テモ君ノ藩衛トナツテニ致ナキヲ云。

：「正統ノ君」を、「生テモ死テモ」臣下は護り通す事こそ、「我国津人タルモノノ本心本分」である。

○君の「業」

・稿三（神代上第八段第六の一書）

百姓ハ御宝ノ義百姓ハ国之本也。天子継天テ治国家モノハ皆百姓ノ為也。故ニ御宝ト云。

「百姓」、即ち万民とは「大御宝」であり、国の本である。君が国を治められるのは、畢竟、万民の為であり、故に「御宝ト云」。即ち、君の「業」とは「百姓ノ為」に「祭政」を担われ、国家を治められる事と言えよう。

・天壤無窮の神勅（稿三）

五なお、神代卷講義筆記では、稿一に見える「玉木正英」の名は消された。これも、あくまで闇齋の言を天朝に達せしめる事を主眼とする式部の方針によるものであろう。

六江頭慶宣「山崎闇齋の祭祀論と朝儀復興」（『藝林』六八―二、令和元年）によれば、学祖山崎闇齋は朝儀復興が天皇の「祭政」にして、天皇が果される御責務である事から、臣下が自主的にそれを触発するべきではないと弁え、飽く迄、天皇の御自覚を俟っていたという。

日嗣血脈ノ正シキ玉体ノ称玉トシテ給也…此三種宝物約スレハ曲玉ノ一種ニシテ玉体正脈ノ璽トシ給カ主ニシテ鏡釵ハ付玉体固有ノ徳ヲ表シ如此明建ノ徳ヲ以テ正脈ノ玉体ヲ自ラ守護シテ日嗣ノ位ヲ継テ万世無窮ノ業ヲ垂レサセ給ヘトノ義也。故及トハ云。畢竟我国ノ道ハ玉体ニ存スルコトヲ伝ル。故ニ三種宝物ハ正脈ノ靈璽トイ、三種ニシテ一種ノ曲玉ニ約ストハ云也。

Ⅱ「三種神宝之伝」…三種の神器とは、畢竟、玉に集約されるというもの。注意したいのは「自」の一字。

京都の垂加神道家梨木祐之は「おのずから」と読ませており、天皇の地位が三種の神器と共に保障されたものと解釈した。対して、江戸派垂加神道家の伴部安崇や学祖闇齋はこれを「みずから」と読む。この場合、天皇の地位が保障される為には、三種の神器を天皇から決して離れない様に努めなければならぬという強い意志があり、その状態を維持する為には天皇へも責任を課した。

・奥野寧齋『灌川翁自従抄講義』（松本丘編『神道資料叢刊 垂加神道未刊行資料集二』皇學館大学研究開発推進センター神道研究所、平成二十八年所収）

自従抄ト名ツケラレタ自従ノ文字ハ旧事紀ニ則三種御相伝ノ処矛玉ハ自従ヘリトアル其語ヲ取テ公通卿ノ名ツケラレタ名ゾ。(二八頁)

…江戸派垂加神道家と同様に望桶軒も「みずから」と読ませていた。

『式部もまた、「玉体ヲ自ラ守護」としている事から、彼は「自」を、「みずから」と読ませており、天皇「みずから」も、御徳が離れぬように玉体を「守護」する必要を説いた。

◎君は「祭政」を担い、万民の為になる様、国家を治めねばならない。臣下はその君を死生一貫して御支えし、御護りする。ただし、「正統ノ君」たる象徴の三種の神器とは、自然と天皇の御身に付き従い、その地位を保障するものではない。常に天皇御自身もその三種の神器の靈徳が離れぬように、「玉体ヲ自ラ守護」する必要を式部は説く。君臣が共に修徳に努め、自らの為すべき責務を自覚し、「君臣合体」して、玉体を守護する事で、皇祖より命ぜられた「日嗣ノ位ヲ継テ万世無窮ノ業」は為し得る。

三、御進講の要諦

◎公城自身の考えは「臣又竊謂」、「臣復謹聞」とする註解によって窺う事が出来るが、その中に「陛下」云々と文末に掲げられる事がある。「陛下」の記述は、『進講筆記』三冊のうち七例見える。重要である故、全て列挙し、内容を検討したい(以下、【】の数字は「陛下」の語が見える記事の順番)。添付

資料(一〇頁)参照

(一)「祭政」と朝廷認識

◎【第一例】には、「神聖之遺書」を講じ、その内容を明らかにするのは「礼楽」の起こりを求め、以て陛下に薫陶し、徳性をその御身に涵養する為であるとする。それは、実に「万邦生靈」の願いにして幸であるという。

・「万邦生靈」…我身に「心神」が宿る事を思えば神々はもとより、万民をも指すのであろう。玉木正英「神籬磐境極秘中之口訣」

セ以上、「三種神宝之伝」と「自」の神学については西岡和彦「江戸垂加神道家の天皇観―跡部良頭と伴部安崇の『旧事本紀玄義』研究を通して―」(『日本学研究』三、平成十二年)参照。

ハ垂加神道家の祭政一致観は、西岡和彦「神籬磐境考―垂加神道の祭政一致観―」(阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』弘文堂、平成十八年所収)、「垂加神道流天孫降臨考」(『藝林』六八―二、令和元年)、前掲江頭「山崎闇齋の祭祀論と朝儀復興」等を参照。

九垂加神道に於ける「心神」論は、近藤啓吾「心神考―三輪大神と山崎闇齋―」(『山崎闇齋の研究』神道史学会、昭和六十一年所収)、西岡和彦「山崎闇齋と三輪」(『大美和』一三二、平成二十九年)等を参照。

日本ハ神皇一体ニテ、顕露ト幽冥ト車ノ両輪ノ如ク並行事也。伊弉諾尊之国土ヲ経営アソバサレ、
国土万物ノ神靈ヲ封ジ齋ヒ祭り鎮メテ、天下ヲ平安ニ定メ玉フガ、全ク祭政一致也。(前掲「神籙
磐境極秘中之口訣」四一八頁)

：天皇が「帝王之美録」にして、御歴代の聖跡を記した「神聖之遺書」たる『日本書紀』を学ばれ、万
民の為に、「天下ヲ平安ニ定メ玉フガ、全ク祭政一致」とする君としての御責務を御自覚出来るように、
式部門弟は徳性を涵養せんとしていた。

・【第三例】の「陛下」前段に見える式部の講説

至誠ノ心ニ凝テ火ノ如クナルモノヲ析出スヲ云。此誠ノ感故ニ日神方為開磐戸而出マセル至誠ノ極
ヲミルヘシ。凡ソ神ヲ祭テ祈ルモノハ皆此心法也。

：天照大神が天之磐戸から御出ましになられたのは、諸神が至誠一杯に祈りを尽したからで、これこそが、神
を祭る心法。

◎天皇とは君主であると同時に祭主の模範的存在^{二〇}である故、常に御歴代の御霊に諭され(祖宗留宅之
靈示諭^二)、御歴代を模範としながら、至誠を尽くして祭祀に臨まれよ、と【第三例】では説いた。つまり、【第
一例】の「陛下」の記述とは、「祭政」を担われる天皇の心構え。【第三例】は、特に「祭」の心法を説
いた個所。では、「政」はどうか。

○公城の朝廷認識：第五段第一の一書(稿二)

朝政日紊・奸計日益・賄賂公行・万姓飢乏。豈則折衝衛護之役却為援。「言色」纏強之竭。一朝失馭
千歳不復。王化拂地霸漸攢鋪。然猶無教朶頤神器舐糠大宝者。則真二尊之賜也。

：朝政は日に乱れて、民は飢えている。本来、衛護の役である武臣の幕府がそうした民を援ける有様である。
朝廷が衰え、武家が権勢を誇るのには、朝廷が堕落している事に要因があった。そうした中でも、三種の神器は
害虫が米糠を食う如く侵される事はない。※式部の講説 主金ヲ心化シ給ヒソレナリノ御子ヲ生ミ給フカ素戔
鳴尊也」とある通り、武臣の祖である素戔鳴尊とは、伊弉諾尊・伊弉冉尊の敬^レが「心化」して御生まれになら
れた神^二である。故に、武臣である幕府とて王位の篡奪までは辛うじてしていない。まさに二尊の賜物と言え
よう。

・朝廷のみならず神道の衰えを歎く記事が、【第四例】：…中古以来、「称法皇国首积衣以為常例」と、
君主にも原因の一端がある事を説いた。

◎かくも堕落した朝廷と朝幕間に見える君臣の分の乱れとは如何すれば正常に戻るのか。

♣【第二例】にある如く、先ず天皇が『日本書紀』を学び、君師之化^レを体認せられ、さらに「合体守中之治」
〔【第四例】〕を実践する事を求めた：式部が「君臣合体」する事で、真に三種の神器の霊徳(君徳)は天皇
の御身から離れる事無く、その霊徳を持たれた天皇によって、祭政一致^レを為すべきとする「三種神宝之伝」
の神学がその背景であらう。

○その為に「旧典」である『日本書紀』の御講学は当然であるが、【第六例】にある如く、祖宗が親し
く授けられた「遺意」を知る為に、経書はその補助になる。『日本書紀』(神道)のみならず、儒学も兼
学する事を天皇に求めた。

◎君が徳を養われ、「君臣合体守中之道」(『風水草』五頁)を行うにしても、臣下がこの道を実践する

二〇前掲江頭では、山崎闇斎の大己貴神の尊崇の背景として、「権者として国を導く天皇ではなく、祭
主として国を導く天皇の方が、日本の王としては望ましく、前の大己貴命のように、力を望み、力を示
すのではなく、後の大己貴神のように慎んで神を祀り、慎んで神に祈る「まつりごと」の御姿こそ、天
皇本来の政治である、と確信した(一一八頁)とし、その上で闇斎の祭祀論の本質とは祭主が大己貴
神の如く、「心神体認」即「心神清浄」を自覚して奉仕に努める事としておられる。

二二この箇所の前段に於いて、式部は「カレハ上ニアル大君モ下ニ土金ノ人アツテコレヲ佐ケテ維持セネハナラヌ
モノト思召シ則チ其土金ヲ心化シ給ヒソレナリノ御子ヲ生ミ給フカ素戔鳴尊也」と講じている。

には、君が如何に尊き御存在なるかを朝野に教化する必要がある。【第五例】には、「顕示玉体之尊於天下万邦」とある如く、陛下の御身が如何に尊いか、万邦に示されたいとした。その為に、天皇は万民を指導せられる様な君徳を、日々の御修練によつて身に着けられる事が必須。以上が「祭政」のうち、「政」の心法であろう。

朝廷が乱れ、武臣より「政」が発している現状を糺すには、第一に天皇が「祭政」を担われる君としての御自覚を持たれる事である。その上で、君臣合体守中之道に努める事を公城は求めるのであった。これらも、竹内式部が

是ハ天子御代々不足御学問、御不徳、臣下関白已下何も非器無才故之儀ニ候、天子より諸臣一等二学問を励、五常之道備候ハ、天下之万民皆服其徳□天子ニ心を寄せ、自然と將軍も天下之政統を被返上候様ニ相成候儀ハ必定、実□反掌公家之天下ニ相成候、併其学問も他流ニシテハより諸臣一統ニ一流ニ相成、君臣合体候ハ、事成就之其二候由、呉々説示之、(厩橋兼胤公武御用日記)八、東京大学史料編纂所、平成十九年、宝暦八年七月十五日条)

と、天子より諸臣一等二学問を励まねば、天下之万民皆服其徳□天子ニ心を寄せ」る事は勿論、將軍も天下之政統を被返上候事はないとの忠告に基づいている。

(一) 国史上に求められたる天皇の模範

・神代巻も終わりに近づいた【第七例】の前提

○此一書亦一説也。報天神一夜今人有跡者其前於天地根乎。造化正嫡之日嗣而豈不有如此之妙用乎。因無可疑者。然史臣所伝記多在於上世古昔而未聞于中古以下者何也。[途]上世淳朴敦厚。一奉祖宗授受之遺訓而徳政繼興天人和順。故妙用日新有不可測之道也。中古而後君徳不盛。邪政出。天人間隔繼以異端之擾雜而不然。奉天御蔭日御蔭之心法。故神垂經。然冥加不著。是以妙用。有不及古昔也。

：瓊瓊杵尊は大山祇神の女、鹿葦津姫を娶られた。鹿葦津姫は一夜にして懐妊せられ、火中出産をする。公城は国常立尊三以来の「造化正嫡之日嗣」なれば、かような人智の及ばざる妙用は当然、起こるとした。その上で、異伝多い火中出産について古昔の史臣はこれを漏れる事無く伝記しているという。しかし、例の如く、中古以来、君の徳は衰微して、「政」は「邪」より発し、異端が跋扈する事を嘆く。故に、「天御蔭日御蔭之心法」を奉ろうとも、神の御加護は下らず、起こるべき、妙用が古に及ぶ事は無くなったのである。

○「天御蔭日御蔭之心法」

天御蔭・日御蔭是皇儀而表二神道一者也。天御蔭、天御中至尊・高皇産靈尊之御蔭也。日御蔭者、天照大靈尊之御蔭也。皇天二祖爲二皇孫一加二護之一、皇孫奉二行二祖之命一。所謂上則答二乾靈授レ国之徳一、下則弘二皇孫養レ正之心一者。神籬・磐境爲レ此而建レ之也。(『風水草』七二頁)

「天御蔭・日御蔭」 皇天二祖(天照大神・高皇産靈尊(天御中之至尊))の御蔭。「天御蔭日御蔭之心法」とは、君が二祖から賜る御蔭に感謝せられ、御心を尽されて、二祖の御心を「まつりごと」に反映し、「祭政一致」を為す事三。道義の乱れた中古では二祖の御蔭に対して幾ら天皇が御心を尽くされようとしても、神々からの御加護が目に見えるかたちでは顕れる状況にはなかった。しかし、例外はある。

◎【第七例】に見える後醍醐天皇

- ・前半部、『太平記』巻第七「船上合戦事」
- ・後半部、同第一八「先帝潜幸芳野事」

：後醍醐天皇は京の都より御遷幸を御決心せられると、「三種神器ヲ自荷擔シテ」、敵に追われつつも、

二 垂加神道の神学では、神を「造化・氣化・身化・心化」の四分類に分けている。伊弉諾尊・伊弉冉尊以前の「造化」の神は、人の形を持たないが、二尊(「氣化」)以後は「有形」であると説いた。

三 前掲西岡「垂加神道流天孫降臨考」六四頁。

吉野へ向かわれる。しかし道中、闇夜故、進めずにおられた。

光物飛渡ル勢ヒ二見ヘテ、松明ノ如クナル光終夜天ヲ輝シ地ヲ照シケル間、行路分明二見ヘテ程ナク夜ノ曙ニ、大和国賀名生ト云所ヘソ落着セ給ケル。(『太平記』二一、岩波書店、昭和三十六年、以上、二二九、三〇頁)

「光物」によって大和国賀名生に到着し、「吉野へ臨幸ナル」。天皇の身に起こる妙用「祖宗之御蔭」。※【第七例】の最後、公城は桃園天皇へ神聖之道(神道)を学ばれ、祖宗親授之遺訓を奉り、清きに努められる間、漢土聖賢之千言万語(儒学)をも反復し、聖徳を以て政事之本を清めていただきたいという。さすれば、皇祖も御喜びになられ、道義の乱れた中古を超えて、古と異なるところなく、妙用は降る。

：公城の現実認識とは、朝廷墮落による王化不復であったが、遷講筆記の記述を見れば、中古とは彼らにとつてその最たる時代と言つてよい。そうした道義の乱れた中にあつても、これを糺さんとせられる君徳によって、心ある者は文臣、武臣を問わず君を慕い、忠義を尽す。かような君主なればこそ、祖宗之御蔭を常に御受けになられ、清い政事も実現せられる。

◎後醍醐天皇は三種の神器を御自ら「守護」せられ、正統なる君主としての御自覚によって、御親政と御親祭、即ち「祭政一致」を道義の乱れた中古に於いて、実現せられた。最後の「陛下」の記事である【第七例】に挙げられた後醍醐天皇の聖跡を鑑みるに、式部門弟は「祭政一致」が真に顕現せられた状態を、天皇による御親祭と御親政と観ていた事が考えられる。

天皇の模範とすべき君主像が、後醍醐天皇である事を桃園天皇へ伝えようとする。その後醍醐天皇の「祭政」を天皇と一体となつて、「守護」し、式部やその門弟らが忠臣の模範としたのが楠木正成であった^{一四}。彼らは中古以降の国史を顧みて、君としては後醍醐天皇、臣としては楠木正成を理想的君臣像の模範として仰ぎ、後醍醐天皇と楠公の如く、「君臣合体」する事を理想的君臣関係とした事が考えられる^{一五}。

：式部門弟にとつて真に「祭政一致」が顕現し、皇化した状態こそ、瓊瓊杵尊(西国降臨)、神武天皇(旧都再興)^{一六}、後醍醐天皇(建武中興)の如く、一君万民の状態。

◎『進講筆記』の「陛下」から見える『日本書紀』御進講の要諦

①『日本書紀』から、皇祖以来の教えを仰ぎ【第三例】「祖宗留宅之靈示諭、代々皇孫之親鑑」、【第六例】「祖宗親授之遺意」、【第七例】「祖宗親授之遺訓」、

②君徳を備えられ【第一例】「薰陶其徳性涵養其玉体」、【第二例】「体君師之化」、【第七例】「聖徳」、③「百姓ノ為」【第一例】「万邦生靈之至願」、【第二例】「真六合蒼生之幸」、【第五例】「実六合生民之幸」に天皇は「君臣合体」し、「祭政」を担われる事で、御責務を果たされる。

『日本書紀』御進講とは、彼らの「目的」③を果す①・②の段階であり、式部門弟にとつて欠くべからざるものであったと言えよう。

一四 拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」参照。

一五 抑々、彼らにとつてそうした関係は全く実現不可能な単なる理想でも無かつた。嘗て式部門弟は後醍醐天皇の如く、強い君主意識を抱かれながら「君臣合体」して、朝威昂揚を為さんとした御方を目前としていたのである。その御方こそ桃園天皇の父帝桜町天皇に他ならない。事実、桜町天皇の御側近く仕えた式部門弟等は天皇の影響と式部の学問を受ける事で、桃園天皇に対する奉公の念を強めていた(拙稿「竹内式部の思想受容とその伝播―宝暦事件の前史として―」明治聖徳記念学会紀要『復刊五六、令和元年参照』)。

一六 垂加神道の「西国降臨」、「旧都再興」に関する神学は西岡和彦「神武創業の精神と垂加神道―君臣合体守中之道―」(國學院大學研究開発推進センター編『近代の神道と社会』弘文堂、令和二年所収)、また前掲「垂加神道流天孫降臨考」を参照。垂加神道の神学に於いては、「天孫降臨」とは大和国(高天原)から日向への「西国降臨」であり、「神武創業」とは、大和に向かわれ、「旧都再興」を為したとする。

竹内式部の高弟徳大寺公城が桃園天皇への求めに応じて編まれた『進講筆記』には、師である式部の教えと共に、編纂者の公城が詳しく註解を附していた。

同書は玉木正英ら先学の説に依拠して、『日本書紀』を論じているが、中でも注目すべきは、竹内式部が垂加神道の最奥秘伝の一つ、「三種神宝之伝」に見える「玉矛自從」の「自」を「みずから」と読ませた事であろう。ここから窺える式部の天皇観とは、楽観的に天皇の御位が常に保証されるものとは考えず、三種の神器に備わる君徳を天皇御自ら「守護」せられ、君としての御責務を果たしていただく事を望むものであった。また、臣も身を挺して「正統ノ君」を「守護」するものであるから、式部が「三種神宝之伝」に於いて、「君臣合体」の神学を強調した事が分かる。

かような師の講説に加えて施された徳大寺公城の註解には、「陛下」の記述七例が見え、御進講の要諦が明瞭に示されていた。

式部門弟は中古以降、朝廷の失徳により、国が乱れた結果、武臣より「政」が発する状態を歎く。彼らは乱れた「祭政」と君臣関係を糺す為に先ず、『日本書紀』から、天皇が皇祖以来の教えを仰ぐ事を急務とした。その為に、『日本書紀』を学ばれて、君徳を涵養していただき、その御徳を自ら「守護」する事に努めていただかねばならない。何故なら、天皇は君徳を「守護」して、「百姓ノ為」に「祭政」を担われ、国を統治される事が御責務だからである。臣はその御蔭に報恩すべく、天皇を「守護」し、「祭政」を御支えする。かくの如く、「君臣合体守中之道」に努める事で、「祭政一致」の理念は護持されよう。式部門弟らもまた、師の強調する神学を「陛下」の記事で説いていた。

かような理想的な君臣関係を実現せられ、彼らが理想的な君臣像としたのが後醍醐天皇と楠木正成である。彼らは道義の乱れた中古以降の国史を顧みた上で、後醍醐天皇と楠公の如く、「君臣合体」する事を理想的君臣関係としていた事が考えられる。故に、式部門弟は模範とすべき天皇像として、後醍醐天皇を挙げ、桃園天皇へ伝えていたのである。

かく見れば、式部門弟にとって、「祭政一致」が顕現し、皇化した状態（「西国降臨」、「旧都再興」、「建武中興」）こそが、武臣たる幕府が分を越える余地のない、一君万民の状態にして、理想的治世であった事が分かる。また、天皇はその様に国を治める事が御責務である。即ち、式部門弟にとって、天皇が君としての御責務を果される事こそ、御進講の「目的」に他ならない。その「目的」を果すために、『日本書紀』の御修学（君徳涵養）は必須であった。

然らば、今後は彼らが天皇へ伝えんとした内容、また竹内式部の思想を踏まえ、公家門弟によって如何に式部の説いた学問が現実で発揮されたのか。さらに彼らの「目的」が成り難き状況を作り出す当時の朝廷に対し、如何なる認識を抱いていたのか。これらを明らかにする必要がある。また、かような御進講に対し、桃園天皇は如何なる御反応を見せたのか、朝廷社会の動向と複合的に検討する事で、宝暦事件の実態に迫る必要があるだろう。

◎添付資料（傍線、太字は発表者）

【第一例】稿二・神代上第四段第五の一書

臣逼々死罪伏惟。〔平出〕陛下春秋鼎盛願御節飲食省女桑夙興宵寢勤於万機須臾不忘。…而講明神聖之遺書以求彼礼樂之緒。以薰陶其德性涵養其玉体焉。則夷万邦生靈之至願也。

【第二例】稿二・神代上第五段第十一の一書

伏願〔平出〕陛下万機之暇省察於此学備体君師之化。豈唯朝廷之幸。真六合蒼生之幸也。

【第三例】稿三・神代上第六段第三の一書

祖宗留宅之靈示諭。代々皇孫之親鑑而其親切痛教之味。伏願陛下深垂聖察焉。

【第四例】稿三・神代下第九段第一の一書（天孫降臨）

而姦邪易窺隙小人竊柄。是之亦所謂合体守中之道哉。中古以降神道廢而異端興。其從陪侍于至尊遂脱廢之後必為仏家之子弟。以称法皇国首。积衣以為常例。嗟呼使积徒貴於我神人於復学之不講道不行。如此之甚猶何咎強臣武人無蔑朝憲者。臣死罪伏惟。〔平出〕陛下聰明之資深考此之蔽大明神聖之道崇其名教以澄政事之源。乃彼合体守中之治神明冥加之福。臣逼々且暮不堪犬馬之祈願焉。

【第五例】稿三・神代下第九段第一の一書（天壤無窮の神勅）

敢犯万死伏惟。祈願〔平出〕陛下一明此道復古授受之義。○而守道共顯示玉体之尊於天下万邦。若一復則豈唯○愚臣之幸。実六合生民之幸也。

【第六例】稿三・神代下第九段第二の一書（神籬磐境の神勅）

臣復謹按。神籬者臣道之極地人心之全德。不盡之則非臣也。不盡之則非人也。…而持其心法。留宅其神靈者是神籬磐境之道也。又致知存養克己之事其詳見宋儒朱熹之近思錄之書。伏願〔平出〕陛下講義祖宗之遺典之際覽四書六經之暇省視彼書則於我神靈所傳之教訓祖宗親授之遺意廉乎。有補其一二之 聖察云尔。

【第七例】稿三・神代下第九段第五の一書

猶当其困厄之際一思心齊思戴祖宗之御蔭則有妙用之不測。如後醍醐天皇潜幸于伯耆。賊船追之急也。急然大風漂蕩賊船天皇遂得潜幸于伯州。又潜幸于加名生野闇夜失道。賊徒急迫亦有大靈光而賊兵僻易。車駕得安幸于吉野是也。然則一思心祖宗之御蔭其妙用有不可測者。嗟呼後王之叡旨不純哉。何妙用之不新焉。臣死罪伏惟。〔平出〕陛下以聰明之資一明神聖之道以奉祖宗親授之遺訓又清懋之暇反復漢土聖賢之千言万語而報興〔平出〕聖德。以清政事之本則 神祖留宅之靈欣。然降不測日新之妙用焉者以無古今之異也。